

佐賀県規則第16号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(施設)</p> <p>第2条 児童及び障害者に係る訓練、健康の増進等を総合的かつ有機的に行うため福祉センターに置かれる施設は、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤労身体障害者教養文化体育館</u>（以下「<u>体育館</u>」という。）</p> <p>第4章 体育館</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第17条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) <u>体育館</u>の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>(2) <u>体育館</u>の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>(3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>体育館</u>の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第18条 設置条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち<u>体育館</u>の開館時間は、1日につき午前9時から午後9時までを含む12時間以上とする。</p> <p>(休館日)</p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 児童及び障害者に係る訓練、健康の増進等を総合的かつ有機的に行うため福祉センターに置かれる施設は、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>SAGAパラスポーツセンター</u>（以下「<u>パラスポーツセンター</u>」という。）</p> <p>第4章 パラスポーツセンター</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第17条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) <u>パラスポーツセンター</u>の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>(2) <u>パラスポーツセンター</u>の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>(3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>パラスポーツセンター</u>の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第18条 設置条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち<u>パラスポーツセンター</u>の開館時間は、1日につき午前9時から午後9時までを含む12時間以上とする。</p> <p>(休館日)</p>

改正前	改正後
<p>第19条 管理の基準のうち<u>体育館</u>の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>2 略 (利用の制限)</p> <p>第20条 管理の基準のうち指定管理者が<u>体育館</u>の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>体育館</u>の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合</p> <p>(2) <u>体育館</u>の秩序を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) <u>体育館</u>の施設又は設備をき損するおそれがある場合</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 管理の基準のうち指定管理者が<u>体育館</u>の施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号の規定により<u>体育館</u>の施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第22条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>体育館</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>	<p>第19条 管理の基準のうち<u>パラスポーツセンター</u>の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>2 略 (利用の制限)</p> <p>第20条 管理の基準のうち指定管理者が<u>パラスポーツセンター</u>の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>パラスポーツセンター</u>の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合</p> <p>(2) <u>パラスポーツセンター</u>の秩序を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) <u>パラスポーツセンター</u>の施設又は設備をき損するおそれがある場合</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 管理の基準のうち指定管理者が<u>パラスポーツセンター</u>の施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号の規定により<u>パラスポーツセンター</u>の施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第22条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>パラスポーツセンター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。